

金武町字伊芸区流弾事件に対する要請決議

去った12月10日、金武町伊芸区の民家に駐車していた乗用車のナンバープレートに実弾が直撃するという正に戦場さながらの重大なる事件が再び発生し、金武町民に大きな衝撃を与えた。

キャンプ・ハンセン内の複数のレンジ(実弾演習場)に近接する伊芸区では、過去において幾度となく同様な事件が発生している。1956年1月には、キャンプ・ハンセンからの銃弾が女兒(当時3歳)の右大腿部を直撃した事件が発生し、1962年2月には、キャンプ・ハンセンからの銃弾が家の中にいた女性(当時19歳)の右大腿部を直撃した事件が発生した。更に、1985年4月には、キャンプ・ハンセンから飛んで来た小銃弾が民家の屋上タンクを貫通し、1988年10月には、キャンプ・ハンセンから発射されたライフル銃や軽機関銃弾計10発が沖縄自動車道伊芸サービスエリアや集落で発見されている。

今回の被弾事件は、まだ全容解明がされていないが、過去に発生した多くの事件や実弾演習場に隣接する伊芸地域の状況から、米軍の実弾演習による被弾である可能性が極めて高い。日米両政府が唱える米軍実弾演習場の安全神話は空想でしかない。平和で安全な住民生活の場であるべき伊芸地域に隣接する実弾演習場は、明らかに、欠陥演習場であることを示している。

よって、金武町議会は町民の生命と財産を断固として守る立場から、下記事項が速やかに実現されるよう関係機関へ強く働きかけて頂きたいと要請します。

記

1. 事件の全容解明がされるまでの間、全ての演習を中止すること。

平成20年12月18日
沖縄県金武町議会

宛 先
沖縄県知事
沖縄県議会議長

金武町字伊芸区流弾事件に対する意見書

去った12月10日、金武町伊芸区の民家に駐車していた乗用車のナンバープレートに実弾が直撃するという正に戦場さながらの重大なる事件が再び発生し、12月21日には地域住民総出の探索により、新たに一発の銃弾が発見されるという、非常に深刻で衝撃的な事件は、金武町民に多大なる大きな衝撃を与えた。

キャンプ・ハンセン内の複数のレンジに近接する伊芸区では、過去において幾度となく同様な事件が発生している。1956年1月には、キャンプ・ハンセンからの銃弾が女兒（当時3歳）の右太ももを直撃した事件が発生し、1962年2月には、キャンプ・ハンセンからの銃弾が家の中にいた女性（当時19歳）の右太ももを直撃した事件が発生した。更に、1985年4月には、キャンプ・ハンセンからの飛んで来た小銃弾が民家の屋上タンクを貫通し、1988年10月には、キャンプ・ハンセンから発射されたライフル銃や軽機関銃弾計10発が沖縄自動車道伊芸サービスエリアや集落で発見されている。

今回の被弾事件は、まだ全容解明がされていないが、過去に発生した多くの事件や実弾演習場に隣接する伊芸地域の状況から、米軍の実弾演習による被弾である可能性が極めて高い。日米両政府が唱える米軍実弾演習場の安全神話は空想でしかない。正に、欠陥演習場であることを如術に示している。

よって、金武町議会は町民の生命と財産を断固として守る立場から、下記の事項が速やかに実現されるよう地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

記

1. 事件の全容解明がされるまでの間、全ての演習を中止すること。

平成20年12月22日
沖縄県金武町議会

宛 先
内閣総理大臣
外務大臣
防衛大臣
沖縄・北方対策担当大臣
外務省特命全権大使（沖縄担当）